

国土交通省が、政府の地方分権有識者会議の合同部会において議論された、「**運転代行の最低料金**」を導入する方針を決めました。

この方針決定の背景には、昨年3月、同省から公表された「料金制度に関するガイドラインの策定（※）」により、独占禁止法の不当廉売の注意喚起が行われているにもかかわらず、業界の低価格競争が続いていることがあります。

今後、運転代行利用者に、「安全で・安心な交通サービス」を提供する業として、利用者保護の観点から、必要経費を加味した適正料金を設定することがさらに求められます。

※「料金制度に関するガイドラインの策定」については、裏面をご覧ください。

運転代行に「最低料金」導入

条例で設定 来年度中に基準策定

国交省

国土交通省は、自動車運転代行サービスに「最低料金」を導入する方針を決めた（前号既報）。自治体の条例で設定が可能とし、法改正はせず、来年度中に東京都府県に技術的助言と

して通知する。料金の定め方など具体的な基準を、運転代行業界などから意見を集約した上で策定する考え。政府の地方分権改革有識者会議で、静岡県から出された提案を検討してい

た。茨城県と滋賀県も追っ同様に要望した。静岡県は18日、本紙に「低料金サービスの事業者は損害賠償措置を講じていないおそれがあり、利用者保護に欠ける」（地域交通

課と動機を説明した。国交省の料金ガイドラインに沿い、独占禁止法の不当廉売を注意喚起したが、低価格競争に歯止めがかかっていないという。「県内は西部、中部、東

部、伊豆と広範囲で実情が異なるので、業界の実態を調べ、タクシーの運賃も参考にしながら、条例を定めることになろう」としている。政府への提案で同県は「法令で義務づけられていない事項の必要経費を加味した適正料金を、大幅に下回って設定している業者が存在する。県内の昨年の代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際、利用者が不利益を被るケース

もある」と訴えた。インパクトの強い法改正を求めたようだが、国交省は損害賠償責任保険の保険料支払い状況の報告義務と併せ、「運転代行業適正化法を改正することなく、条例で定められる」（自動車局旅客課旅客運送適正化推進室）としている。関係法令では料金について、営業所での掲示や利用者への事前説明を義務づけている。最低利用料金は明文化されていない。

運転代行の料金制度に関するガイドラインの策定について

組合員にはすでにお送りしている資料から、「料金制度に関するガイドライン」を抜粋して再掲します。

平成 28 年 4 月 1 日付けで、国土交通省より、「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドラインについて」が発出されています。同ガイドラインの内容は、「1. 運転代行料金」「2. 附帯サービス料金」「3. 運転代行料金の設定のあり方」の 3 項目からなり、各項目の概要は以下のとおりです。

1. 運転代行料金について

「①距離制料金（時間距離併用制料金を含む）」「②時間制料金」「③定額料金」の 3 つの料金体系について定義し、各料金の適用方法および料金の割増と割引について定められています。

※ガイドラインでは、料金は基本的には「距離制料金」を適用することとするが、あらかじめ営業所において、時間制料金または定額料金による特約があった場合には、時間制料金または定額料金を適用することができるかと規定されています。

2. 附帯サービス料金について

主な附帯サービス料金として次の 9 つを挙げ、それぞれの適用方法が定められています。

- ①迎車料金 ②待ち料金 ③業務中待ち料金 ④回送料金 ⑤キャンセル料金
- ⑥一時預かり料金 ⑦除雪料金 ⑧チェーン着脱料金 ⑨バッテリーチャージ料金

※ガイドラインでは、この 9 つの附帯サービス料金以外でも、地域の実情を踏まえて、利用者サービスの向上を目的に、運転代行業者が提供する附帯サービスを設定できると規定されています。

3. 運転代行料金の設定のあり方について

正当な理由なく、著しい低料金で運転代行サービスを提供し、他の運転代行業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する不当廉売に該当する場合がありますので、十分留意する必要があると記載されています。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第 2 条第 9 項）

参考

「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドライン」は、公益社団法人全国運転代行協会のホームページの「最新情報」の 2016 年 4 月 1 日付けの「お知らせ」からもご覧になれます。

